

機能強化加算

「かかりつけ医」機能を有する診療所として、以下の体制を整えています。

- 他の医療機関の受診・処方薬の把握（必要な服薬管理を実施）
- 健康管理・相談への対応（健診結果など）
- 専門医療機関への紹介
- 介護・保健・福祉サービスの利用相談
- 夜間・休日等の緊急時対応

※ 地域のかかりつけ医機能を持つ医療機関は、厚生労働省「医療情報ネット」から検索可能です。

時間外対応体制加算

診療時間外でも患者様からの緊急のご相談に電話等で対応できる体制を整えております。これに伴い、再診時の診療費に「時間外対応加算」が算定されます。

専用の電話番号につきましては、受付にてご案内しております。ご希望の患者様はご来院の際にお申し付けください。

電子的診療情報連携体制整備加算

医療 DX の推進を通じて質の高い医療を提供するための体制を整備しております。

- ・オンライン請求を行っています。
- ・オンライン資格確認を行う体制を有しています。
- ・電子資格確認を利用して取得した診療情報を、診察室・処置室等で閲覧又は活用できる体制を有しています。

当院では、マイナ保険証の利用を通じて、より正確な医療情報に基づいた診療を実施しております。ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

一般名処方加算

後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品の供給が不足した場合であっても一般処方名によって患者さんに提供しやすい様、特定の医薬品を指定するのではなく、薬剤成分をもとにした一般名処方を行う場合があります。

※一般名処方とは

お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方せんに記載することです。そうすることで供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者さんに必要なお薬が提供しやすくなります。

外来感染対策向上加算

院内感染予防対策として、必要に応じて次のような取り組みを行っております。

- ・感染管理者である院長が中心となり、従業者全員で院内感染防止対策を推進します。
- ・院内感染対策の基本的な考え方や関連知識の習得を目的に、研修会を実施します。
- ・感染性の高い疾患（インフルエンザや新型コロナウイルス感染症など）が疑われる場合は、一般診療の方と導線を分けた診療スペースを確保し対応します。
- ・標準的感染予防策を踏まえた院内感染対策マニュアルを作成し、従業者全員がそれに沿って院内感染対策を推進していきます。
- ・院内感染が発生または疑われる場合は、従業者は速やかに院長に報告を行い対応します。また、院内のみでの対応が困難な事態が発生した場合、保健所や専門機関と速やかに連携し対応します。
- ・感染症の流行に関して、ポスター等の掲示物で情報提供を行います。また、あわせて感染防止の意義、手洗い、マスクの着用などについて理解とご協力をお願いします。
- ・感染対策に関して基幹病院と連携体制を構築し、定期的に必要な情報提供やアドバイスを受け、院内感染対策の向上に努めます。

地域包括診療加算

下記のような相談をお受けいたします。

- ・健康相談および予防接種に関する相談の対応をしています。
- ・介護支援専門員及び相談支援専門員からの相談にも対応いたします。
- ・患者さまの状態に応じ、28日以上 of 長期の投薬を行っております。また、ご希望があればリフィル処方箋を交付することも可能です。
- ・介護保険制度の利用等に関する相談の対応をしています。

在宅医療DX活用加算情報

医療DX推進の体制に関する事項及び質の高い診療を実施するため医師が居宅同意取得型のオンライン資格確認等システムにより取得した診療情報や電子処方箋の情報等を活用して、計画的な医学管理の下に訪問して診療を実施しています。

また、マイナンバーカードの保険証利用を促進するなど、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。

生活習慣病管理料

高血圧症・脂質異常症・糖尿病に関して、療養指導に同意した患者様が対象です。（令和8年6月1日の診療報酬改定により、同意のサインは不要となりました。）

年々増加する生活習慣病対策の一環として、厚生労働省は令和6年6月に診療報酬を改定し、これまで診療所で算定してきた『特定疾患療養管理料』を廃止し、個人に応じた療養計画に基づきより専門的・総合的な治療管理を行う『生活習慣病管理料』へ移行するよう指示がありました。

本改定に伴い、令和6年6月から厚労省の指針通り、高血圧症・脂質異常症・糖尿病のいずれかを主病名とする患者さんで、『特定疾患療養管理料』を算定していた方は『生活習慣病管理料』へと移行します。患者さんの状態に応じ、医師の判断のもと、リフィル処方や28日以上 of 長期の投薬を行う場合がございます。

電子的診療情報連携体制整備加算

当院では、より安全で質の高い医療を提供するため、上記加算の算定要件を満たす体制を整えています。

- 1.オンライン請求を行っています。
- 2.オンライン資格確認を行う体制を有しています。
3. 電子資格確認を利用して取得した診療情報を診察室で閲覧または活用できる体制を有しています。
4. 診療報酬明細書の無料交付・その旨の院内掲示を行っています。
- 5.マイナンバー保険証使用率（30%以上）
- 6.マイナンバーカードの利用についてお声掛け、ポスター掲示を行っています。
7. マイナポータルの医療情報等に基づき、患者さまの健康管理に関わる相談に応じ、十分な情報を取得しおよび活用して診療を行うことについて医療機関の見やすい場所およびウェブサイト等に掲載しています。

2026年診療報酬改定に伴い「電子的診療情報連携体制整備加算」を2026年6月1日より月に1回に限り、算定しております。以上、当院では医療DXを推進し、質の高い医療を行うため十分な情報を取得し活用することに努めています。ご理解の程何卒よろしくお願い申し上げます。